

古紙・古布の再資源化選別業務委託仕様書

本仕様書は、守口市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）との間において、古紙・古布の再資源化選別業務委託を締結するに当たり、業務に必要な事項を定めるものである。

1. 業務委託名称

古紙・古布の再資源化選別業務委託

2. 業務の対象

本業務で取り扱う古紙・古布とは、次に掲げるものであって、再資源化または再利用できるものとし、本業務に伴い生じた残渣は、これを区分すること。

（１）新聞紙

（２）段ボール

（３）牛乳パック

（４）雑誌類

（５）古布

※（１）～（５）の品目はポリ袋等に入った状態で収集時に混載されており、（１）～（４）は分別されていない。

3. 委託期間

令和８年４月１日から令和10年３月31日まで

4. 業務委託の概要

乙は甲が一般家庭から収集する、古紙・古布¹を直接受け入れ、もしくは甲の保管場所（以下、「ストックヤード」という。別添資料を参照）から搬出し、それぞれの品目ごとに適正な再資源化を行う業務である。

¹ 甲における古紙・古布の収集は1週目から4週目の月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む）とする。また、持ち込みは土曜日、日曜日を除く全日とする。なお、年末年始及び本市が指定した日においてはこの限りではない。

5. 年間予定量

(1) 処理予定量

年2,200トン（残渣量含む）

※過去実績から見込まれる量であり、保証するものではないことに留意すること。

(2) 再資源化予定量/年

種別	新聞紙	段ボール	牛乳パック	雑誌類	古布
数量（トン）	65	400	6	1050	620

※過去実績から案分した量であり、保証するものではないことに留意すること。

6. 搬入形態

古紙・古布は、ポリ袋等に入った状態で塵芥車にて収集され、分別されていない状態で搬入を行う。

7. 回収作業

(1) 甲が収集した古紙・古布は、守口市域内に位置する特定計量器をそなえた乙の事業所に直接搬入できるものとする。この場合における搬入時間については、甲と乙の間で事前に協議を行い決定する。

なお、甲が収集した古紙・古布を乙の事業所に搬入した際に発行した計量伝票は、甲の搬入車両にその都度引渡すこと。

(2) 前項の規定に関わらず、ストックヤードに甲が収集し、または直接持ち込まれた古紙・古布を、乙は、遅滞なく搬出し、自らの選別所に運搬すること。また、搬出に当ってはストックヤード内のスケールで2度量り計量するものとする。この場合におけるストックヤードからの搬出時間は、甲乙協議の上決定する。

8. 積み込み作業

搬出車両への積み込みは乙が行うこと。なお、甲と協議の上、ストックヤード管理業務受託者のショベルローダーを使用することができるものとするが、その場合のショベルローダーの運転・操作は乙が行うこと。ショベルローダーの使用の時間帯が甲と競合した場合は、甲が優先する。また、積み込み時には飛散が生じないよう十分配慮を行うとともに、飛散が生じた場合は、飛散物の清掃は乙が行うな

ど、積込み前後における施設環境の維持に努めること。

9. 選別処理

乙は、上記 8. により運搬し、または直接搬入された古紙・古布を、自らの選別所において上記 2. に定める種別ごとに選別及び計量し、再資源化を実施すること。なお、計量に当っては、甲と協議の上決定した計量法に定める計量器により 2 度量り計量を行なうものとする。

選別・再資源化後の残渣（収集袋、資源化できない古紙・古布等）が生じた場合は、甲に搬入日の前日までに了承を得て乙自ら月曜日、火曜日、木曜日、金曜日に甲が指定する場所に搬入することとする。ただし、結束した状態での持ち込みを禁止する。

10. 選別後の買受け

（1）選別後に各種別毎に以下に示す単価で買受けるものとする。

種別	新聞紙	段ボール	牛乳パック	雑誌類	古布
単価（円/トン）	6,000	6,000	5,000	4,000	1,000

※消費税込みの単価とする。

（2）乙からの報告を甲が検査した後に、「古紙・古布回収事業月別内訳報告書」に記載の種別毎に、前項の単価を乗じた金額の総額を乙に請求するものとし、乙は甲の請求から 30 日以内にこれを支払うものとする。

11. 処理工程の確認

（1）契約締結後、すみやかに次の書類を提出すること。

- ① 甲の施設からの積込みから再資源化再生メーカー等への引き渡しまでのフロー図
- ② 乙の処理施設でのフロー図

（2）乙は、甲から処理施設への立ち入りを求められたときは、特別に業務に支障が生じない限り、受け入れるものとする。

12. 報告

乙は、業務が完了した際には遅滞なく、別紙「古紙・古布回収事業月別内訳報告書」により甲に報告

すること。また報告書には次の計量伝票等を添付すること。

①ストックヤードからの搬出時に発行した計量伝票

②市指定場所への残渣搬入時に発行した計量伝票

13. 業務履行における注意義務

- (1) スtockヤード内の作業に当っては、甲と安全作業について協議を行い、「ストックヤード安全作業マニュアル」を参考のうえ作業手順を作成すること。また、作業手順に基づいた安全教育を作業員等に従事する前までに実施すること。
- (2) 作業員等の労務管理等に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。
- (3) 本業務の履行に際し、甲の施設及び備品に損害を与えた場合は、甲の担当職員に報告し、遅滞なく原状復帰すること。
- (4) 委託業務の履行に必要な人員、機材等は、乙の費用と責任において配置または設置すること。
- (5) 乙の選別所に直接搬入する場合にあつては、乙は、自己の都合で搬入車を待機させることのないよう注意するとともに、荷下ろし作業には積極的に協力すること。

14. その他の事項

- (1) 委託料の支払及び買受の納入は、毎月払・毎月納入とし、月毎の別紙「古紙・古布回収事業月別内訳報告書」に記載の回収量に契約書記載の再資源化業務単価・選別後の買受単価を乗じた金額とする。
その際、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 計量器については、計量法に定める検定証を提出するものとする。
なお、履行期間中に更新があった場合も同様とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲・乙協議するものとする。

令和 年 月 日

守 口 市 長 殿

企 業 名

住 所

代表者氏名

電話番号

古紙・古布の回収事業月別内訳報告書

令和 年 月分の古紙・古布の回収事業実施内訳明細は次のとおりです。

品 目 実施日	新聞紙 (t)	段 ボール (t)	牛乳 パック (t)	雑誌類 (t)	古布 (t)	残渣 (t)	回収量 合計 (t)
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
ストックヤード搬入分							
合 計							